

スポーツデータへのフリーライドに対する不法行為成立の可能性 ーバンドスコア事件高裁判決を踏まえてー

スポーツビジネス・ローニュースレター

2025年3月6日号

執筆者:

高部 真規子

m.takabe@nishimura.com

須河内 隆裕

t.sugauchi@nishimura.com

相馬 崇広

t.soma@nishimura.com

稲垣 弘則

h.inagaki@nishimura.com

小幡 真之

m.obata@nishimura.com

I はじめに

近年、様々な分野でDX（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいますが、スポーツ分野においてもコロナ禍を経てDXが加速しており、放送・配信、ファンエンゲージメント、競技力強化、選手管理、審判・判定等多くの場面で活用が進んでいます。中でも特にスポーツくじ及びスポーツベッティングの市場拡大に伴い、スポーツに関するデータ（以下「スポーツデータ」）を活用したビジネスが急速な発展をみせていますが、それに伴い、日本のスポーツデータが不正取得・利用される「ただ乗り」（フリーライド）の事例が出てきています。具体的な態様としては、ライセンスホルダーから許諾を受けていない第三者が試合会場に観客として入場し、インカムの使用や動画撮影により、試合情報を即時に外部に送信しているケースが見受けられます¹。

日本においては、スポーツデータは知的財産として保護されることがあり得ます²が、第三者が自ら試合観戦して独自にデータを収集する場合、当該データは、スポーツイベント又は大会（併せて以下「スポーツイベント」）の主催者の営業秘密（不正競争防止法2条6項）又は限定提供データ（同法2条7項）であるとはいえなため、当該データの利用を差し止めることは、（契約等で合意がなされていない限り）現行法上は難しいものと考えられます。また、スポーツデータは、知的財産のほかに、民法上の「法律上保護される利益」（同法709条）として保護される可能性があります。知的財産として保護されないデータの無断利用が、いかなる場合に不法行為として違法となるかは、後記IV.のとおり、裁判例・学説上、必ずしも明らかではありませんでした。

そんな中、令和6年6月19日に、東京高裁から、バンドミュージックのボーカル、ギター、キーボード及びドラム等のパートに係る演奏情報が全て記載されている楽譜（以下「バンドスコア」）について、他社

¹ 経済産業省「第2回 スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会 議事要旨」（2021年12月20日）3頁（https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sports_content/pdf/002_gijiyoshi.pdf）。

² 知的財産としての保護の可能性に関する詳細については、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業「令和5年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業（諸外国のスポーツデータに係る権利関係等調査事業）最終調査報告書」（2024年3月）19～24頁（https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2023FY/000350.pdf）。

が作成したバンドスコアを模倣し、無償で Web ページで公開した事業者に対して損害賠償を命じる判決³（以下「本高裁判決」）が言い渡されました。本高裁判決はスポーツデータに関するものではないものの、スポーツデータが民法上の「法律上保護される利益」として保護される可能性について検討するにあたり有用であると思われるため、本ニュースレターでは、本高裁判決の概要を紹介するとともに、スポーツデータのフリーライドからの保護の可能性について検討します。

II 事案の概要等

1. 事案の概要

原告である X は、楽譜の出版及び販売等を目的とする株式会社であり、多数の楽譜を紙媒体で出版・販売しているほか、自社及び他社の Web サイトでも楽譜を販売しています。

被告である Y らは、Web サイトの運営会社（Y1）、その代表取締役（Y2）及び当時その取締役であった者（Y3）であり、多数のバンドスコアを Web サイトにて無料で不特定多数に公開し、広告収入を得ていました。

Y らは、2008 年 8 月頃から 2019 年 4 月頃にかけて、訴外 A が運営する Web サイトから、X が作成したバンドスコア 608 曲分を購入し、うち 598 曲分のバンドスコアについて、Y らが購入日と同日又はそれ以降に自社の Web サイトにて公開しました。

X は、Y らが、X 作成のバンドスコアを模倣して制作したバンドスコアを原告の申出を受けて公開停止するまでの間、Web サイトにて無料で公開したことが、X の法律上保護される利益を侵害したものであると主張して、不法行為及び共同不法行為（民法 709 条、719 条）に基づく損害の賠償を求めました。

2. バンドスコアの特徴

本高裁判決の原審⁴の事実認定によれば、バンドスコアは、以下のような特徴を有するものです。すなわち、作曲家が楽曲全体の構成をあらかじめ楽譜として作成するクラシック音楽とは異なり、バンドミュージックは、多くの場合、作曲家が楽譜を書きながら作曲するのではなく、録音現場において演奏・録音しながら作曲するため、作曲者自らが作成した完全な楽譜は存在せず、楽曲の全てを表現するのは録音された原盤のみとなります。そのため、バンドスコアを制作する場合、音源の演奏内容を聞き取り（以下「聴音」。いわゆる「耳コピ」と呼ばれる行為を意味します。）、楽譜を書き起こす（以下「採譜」）ことが必要となります。

聴音それ自体は音楽学校の入試考査や入学後の授業においても指導があるものの、卒業時においても聴音能力には大きく個人差があり、正確な聴音ができるまでには相当な修練を要します。また、バンドミュージックに使われる全ての楽器について、正確に聴音し、採譜をするためには、聴音能力だけでなく、楽器それぞれの特徴や演奏法、音楽理論等に精通している必要があり、専門的な音楽教育を受けた経験がなければ困難です。それらに加えて、実際にバンドスコアを作成する際には繰り返し楽曲を聴く必要がある上に、相当な集中力が求められる大変な作業となります。

³ 東京高判令和 6 年 6 月 19 日（LEX/DB 文献番号 25620933）〔バンドスコア事件控訴審判決〕。

⁴ 東京地判令和 3 年 9 月 28 日（LEX/DB 文献番号 25601570）〔バンドスコア事件第一審判決〕。

また、バンドスコアの作成には個々人の聴音能力が関係するほか、使用する再生機器等によっても違いが生じ、さらには様々な楽器がミックスダウンされた音源においては、聞き取れない部分も生じるため、採譜者は自身の経験から重なる楽器の構成と前後の文脈から聞き取れない部分を推測し、創作したフレーズを当て込む必要があります。

Ⅲ 裁判所の判断

本高裁判決の原審は、Y1 が公開していたバンドスコアに、X の制作したバンドスコアとの類似点があることは指摘しながらも、Y が X のバンドスコアを模倣した事実を認めませんでした。

本高裁判決においては、バンドスコアが著作権法による保護の対象とならないことを前提として、「同条各号〔筆者注：著作権法 6 条〕所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である」〔筆者注：下線は筆者が付したもの。以下同じ。〕という後記の北朝鮮映画事件最高裁判決の規範を述べた上で、「採譜という作業には多大な時間、労力及び費用を要し、また採譜という高度かつ特殊な技能の習得にも多大な時間、労力及び費用を要する。…バンドスコアの制作者に無断で模倣してバンドスコアを制作し販売等すること、すなわち、バンドスコアの制作者が採譜にかけた時間、労力及び費用についてフリーライドする…反面、制作者が販売するバンドスコアの売り上げが減少し、採譜によるバンドスコア作成への投資を十分に回収できなくなり、…自ら時間、労力及び費用を投じて採譜によりバンドスコアを制作しようとするインセンティブは大きく損なわれ、…採譜によるバンドスコアの供給が閉ざされる結果になりかねない。また、高度な技術を身に付けて苦勞して採譜した成果物についてフリーライドが許されるとしたら、多大な時間、労力及び費用を投じて採譜の技術を習得しようとするものがいなくなり、…音楽文化の発展を阻害する結果になりかねない。」と判示しました。その上で、他人が販売等の目的で採譜したバンドスコアをその者に無断で模倣してバンドスコアを制作し販売等する行為は、「採譜にかけた時間、労力及び費用並びに採譜という高度かつ特殊な技能の習得に要する時間、労力及び費用に対するフリーライドにほかならず、営利の目的を持って、公正かつ自由な競争秩序を害する手段・態様を用いて市場における競合行為に及ぶものであると同時に、害意を持って顧客を奪取するという営業妨害により他人の営業上の利益を損なう行為」であり、上記の「特段の事情」が認められると判断しました。

Y が X のバンドスコアを模倣したといえるか否かについては原審から判断が一転しました。同一の楽曲を聴音し、採譜をする以上は、単にバンドスコアが類似しているからといって直ちに一方が他方を模倣したと認定することはできない、という基本的な判断枠組みは原審判決と本高裁判決とで共通していますが、細部にわたる一致があり、又は制作者独自の表記や明らかな誤りが一致している場合に限り模倣を認めるとした原審に対して、本高裁判決は、「基本となる演奏情報」がほとんど全て一致し、そのような事象が単一のパートに限られず、バンドスコア全体に及んでいるとすれば、当該楽曲に係るバンドスコアについて模倣性を認めることができるとして、バンドスコア内に含まれる誤りが一致している点、製作者特有の表記が一致している点、多様な記載方法が可能である点の不自然なまでの一致、表記の大部分の一致、Y が先行して公表していた楽曲との比較、一致率といった観点から両者を比較し、Y1 が公開していたバンドスコアが、X 制作のバンドスコアを模倣したものであることを認定しました。

そして、実際に X に損害が生じていることも認定して、1 億 6925 万 5305 円の損害賠償請求を認容しました。

IV 従来 of 裁判例

1. 北朝鮮映画事件最高裁判決より前の裁判例

著作権法は、著作物を保護するものであり、「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいいます（著作権法 2 条 1 項 1 号）。したがって、「思想又は感情を創作的に表現したもの」とはいえない情報財（例えば、客観的な事実そのものであるデータ）については、その収集に多大な費用や労力を要するものであっても、著作権法では保護されない（著作権法は「額の汗」を保護しない。）と解されています。

他方で、以前の裁判例においては、このように多大な費用や労力をかけて収集されたデータ群を無断で利用して、当該費用や労力にフリーライドする行為について、不法行為（民法 709 条）の成立を認めたものがありました。例えば、木目を寄木細工風に組んで天然の木目を幾何学化したデザインを紙やフィルムの上に印刷し家具等の表面に貼付加工する化粧紙の原面を作成し、これを原版として木目化粧紙を製造販売していた原告が、色調に若干の差異を加えた上で、同一の模様の木目化粧紙を、競合する地域で廉価で販売した家具製造業者である被告に対し、著作権のうち複製権侵害を理由とする製品の差止め及び損害賠償を求めた事案で、東京高裁は、当該木目化粧紙が著作物であることは認めませんでした。被告が製造した木目化粧紙について「原告製品の模様と寸分違わぬ完全な模倣である」と認定し、販売地域と競合する地域において廉価で販売することは原告製品の販売価格の維持を困難ならしめる行為であって、「取引における公正かつ自由な競争として許されている範囲を甚だしく逸脱し、法的保護に値する控訴人〔筆者注：原告〕の営業活動を侵害するものとして不法行為を構成する」と判示して、原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求を認めました⁵。なお、この判決が一つの契機となって、商品形態の模倣行為を不正競争行為の一類型（不正競争防止法 2 条 1 項 3 号）とする法改正が行われたといわれています⁶。

また、日本国内の公道で走行している自動車に関するメーカー・車種等一定の情報を網羅的に収録したデータベースを作成及び販売している原告が、同じく自動車のデータベースを構成要素とする自動車整備業用システムを製造販売する被告に対し、著作権侵害に基づく製造販売の差止等と不法行為に基づく損害賠償を請求した事案で、東京地裁は、原告データベースが著作物であることは認めませんでした。被告システムに含まれるデータベースのデータは、原告データベースのデータを複製したものであることを認定した上で、「人が費用や労力をかけて情報を収集、整理することで、データベースを作成し、そのデータベースを製造販売することで営業活動を行っている場合において、そのデータベースのデータを複製して作成したデータベースを、その者の販売地域と競合する地域において販売する行為は、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成する場合がある」とし、「被告が本件データベースのデータを被告データベースに組み込んだ上、販売した行為は、取引における公正かつ自由な競争として許される範囲を甚だしく逸脱し、法的保護に値する原告の営業活動を侵害するものとして不法行為を構成する」と判示して、原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求を認めました⁷。

⁵ 東京高判平成 3 年 12 月 17 日判時 1418 号 120 頁〔木目化粧紙事件〕。

⁶ 田村善之「知的財産権と不法行為—プロセス志向の知的財産法政策学の一様相」田村善之編著『新世代知的財産法政策学の創成』（2008 年、有斐閣）20 頁。

⁷ 東京地中間判平成 13 年 5 月 25 日判時 1774 号 132 頁〔自動車データベース事件〕。

そのほか、新聞社である控訴人が、自ら運営するニュースサイトに掲載された25文字以内の見出しと同一又は酷似した見出しを、別のウェブサイト（Yahoo!ニュース上の該当記事へのリンクを設定した上で）掲載した被控訴人に対し、著作権侵害等に基づく掲載の差止と不法行為に基づく損害賠償を請求した事案で、知財高裁は、結論としてニュースの見出しについて著作物性を認めませんでした。が、「不法行為…が成立するためには、必ずしも著作権等の法律に定められた厳密な意味での権利が侵害された場合に限らず、法的保護に値する利益が違法に侵害がされた場合であれば不法行為が成立するものと解すべき」とした上で、①控訴人の作成した見出しが、多大の労力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものであり、相応の苦勞・工夫により作成されたものであること、②見出しのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するものとして扱われている実情があること、③被控訴人は、営利の目的をもって、反復継続して、しかも、見出しが作成されて間もないいわば情報の鮮度が高い時期に、見出しをデッドコピーして、2万サイトにも及ぶユーザーのウェブサイト上に表示させるなど、被控訴人のサービスが控訴人の見出しに関する事業と競合する面があること等を理由として、被控訴人の一連の行為は、「社会的に許容される限度を越えたものであって、控訴人の法的保護に値する利益を違法に侵害したものであるとして不法行為を構成するもの」と判断しました⁸。

2. 北朝鮮映画事件最高裁判決

著作権法では保護されない情報財の無断利用について不法行為を認める下級審の裁判例が少ないながらもあった中、平成23年（2011年）に、最高裁は、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）で制作された映画のうち合計2分8秒を、権利者の承諾なく放送したという事案において、我が国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約上、国家として承認していない北朝鮮の国民の著作物を保護する義務を負うものではなく、当該映画は著作権法6条3号所定の著作物には当たらないと判示した上で、「同条〔筆者注：著作権法6条〕各号所定の著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である」と判断しました⁹。その上で、最高裁は、「仮に、1審原告X1の主張が、本件放送によって、1審原告X1が本件契約を締結することにより行おうとした営業が妨害され、その営業上の利益が侵害されたことをいうものであると解し得るとしても、…本件放送は、テレビニュース番組において、北朝鮮の国家の現状等を紹介することを目的とする約6分間の企画の中で、同目的上正当な範囲内で、2時間を超える長さの本件映画のうちの合計2分8秒間分を放送したものにすぎず、これらの事情を考慮すれば、本件放送が、自由競争の範囲を逸脱し、1審原告X1の営業を妨害するものであるとは到底いえないのであって、1審原告X1の上記利益を違法に侵害するとみる余地はない」と結論づけました。

このように、最高裁は、保護される著作物に該当しない著作物の利用行為については、「特段の事情」がない限り不法行為は成立しないと判断しました。この最高裁判決については、「著作権法が権利の及ぶ範囲と限界を明らかにしていることを理由に、…特段の事情がない限り、不法行為該当性を否定するという限定的な解釈を採用したことは明らかである」¹⁰とか、上記1のYOL事件等の裁判例にみられる、「著作権法の保護法益とは異なる利益の侵害であるか否かを指摘することなく、社会的に許容される限度を超えたもので

⁸ 知財高判平成17年10月6日裁判所ウェブサイト〔YOL事件〕。

⁹ 最判平成23年12月8日民集65巻9号3275頁〔北朝鮮映画事件〕。

¹⁰ 丁文杰〔判批〕知的財産法政策学研究42号（2013年）418頁。

あるとして、不法行為の成立を認める」判断傾向を是正したものであるという評価があり¹¹、また、「この判旨が、創作性等の点で著作物としての保護を受けない情報の利用行為にも及ぶとすれば、本判決〔筆者注：YOL 事件〕は、同最判〔筆者注：北朝鮮映画事件最高裁判決〕によって先例的価値を失った」という見解もあります¹²。

3. 北朝鮮映画事件最高裁判決後の裁判例

北朝鮮映画事件最高裁判決後になされた下級審の判決として、ディスプレイフォント事件¹³があります。この事件は、フォントベンダーである原告が、テレビ放送等で使用することを目的としたディスプレイフォントを制作し、番組等に使用するには個別の番組ごとの使用許諾及び使用料の支払いが必要である旨を示してこれを販売していたところ、放送局である被告らが、番組作成の外注先によって、当該ディスプレイフォントを画面のテロップに無断使用した番組を制作、放送及び配給し、DVD を販売した行為の不法行為該当性が問われた事案です。

大阪高裁は、北朝鮮映画事件最高裁判決の判示内容を踏襲して、「ある創作されたデザインが、上記各法律〔筆者注：著作権法、意匠法等の知的財産権関係の法律〕の保護対象とならない場合には、当該デザインを独占的に利用する権利は法的保護の対象とならず、当該デザインの利用行為は、各法律が規律の対象とする創作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である」とした上で、「控訴人が本件フォントを販売・使用許諾することにより行う営業が被控訴人らによって妨害され、その営業上の利益が侵害されたという趣旨で…あれば、上記の知的財産権関係の各法律が規律の対象とする創作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を主張するものであるということが出来る。もっとも、…他人の営業上の行為によって自己の営業上の利益が侵害されたことをもって、直ちに不法行為上違法と評価するのは相当ではなく、他人の行為が、自由競争の範囲を逸脱し、営業の自由を濫用したものといえるような特段の事情が認められる場合に限り、違法性を有するとして不法行為の成立が認められると解するのが相当である」と判示し、「本件番組を制作、放送、配信し、DVD を製作、販売した行為が、自由競争の範囲を逸脱し、営業の自由を濫用したものであると認めることはできない」として不法行為の成立を否定しました。

また、同様に、北朝鮮映画事件最高裁判決後になされた下級審の判決として、将棋の棋譜に関する事件¹⁴があります。この事件は、棋戦の主催者から許諾を得てライブ配信等を行っていた被告が、YouTube 等において、著作権侵害を理由として、将棋の対局者の指し手等を表示した動画の削除申請を行ったところ、原告である動画投稿者の営業上の利益が侵害されたとして、動画投稿者が削除申請の撤回及び損害の賠償等を求めた事案です。

大阪地裁は、「本件動画で利用された棋譜等の情報は、被告が実況中継した対局における対局者の指し手及び拳動（考慮中かどうか）であって、有償で配信されたものとはいえ、公表された客観的事実であり、原則として自由利用の範疇に属する情報である」と判断しました。また、王将戦の主催者が定めたガイドラインについても、「棋譜の利用権等を王将戦主催者が独占的に有する旨規定するが、王将戦主催者が、原告を

¹¹ 高林龍『標準著作権法（第5版）』（2022年、有斐閣）310～311頁。

¹² 前田哲男「記事見出しの模倣と不法行為」小泉直樹ほか編『著作権判例百選（第5版）』（2016年、有斐閣）231頁。

¹³ 大阪高判平成26年9月26日裁判所ウェブサイト（ディスプレイフォント事件）。

¹⁴ 大阪地判令和6年1月16日裁判所ウェブサイト。

含めた被告の実況中継の閲覧者の関与なく一方的に定めたものであり…、原告に対して法的拘束力を生じさせるものであるとはいえない」と判示しました。そして、被告は、棋戦は「主催者や協賛者が相応の費用や労力を負担したことにより初めて開催され運営されるものであるから、その棋譜情報…をリアルタイムで配信することによって収益を獲得することは、被告ら主催者側の営業活動として最も保護されるべきものである…にもかかわらず、原告は、被告の許諾なく、このような棋譜情報をフリーライドで利用して、棋戦の経緯を同時中継的に配信したのであるから、原告による本件動画の配信は、著しく不公正な手段を用いて被告らの営業活動上の利益を侵害するものとして不法行為を構成する」と主張したものの、大阪地裁は、「本件動画は被告の著作権を侵害するものではなく、その他、原告が、被告の配信する棋譜情報を利用することが不法行為を構成することを認めるに足りる事情はない」として、被告の主張を採用しませんでした。なお、その控訴審判決である大阪高判令和7年1月30日（令和6年（ネ）第338号ほか）は、その判断を覆し、不法行為を構成すると判断しました（詳細は、追って詳報する予定です。）。

このように、北朝鮮映画事件最高裁判決後に、著作権法その他の個別の知的財産法では保護されない情報財の無断利用について、不法行為の成立を認めたものは、当職らの調査した限りでは存在しませんでした¹⁵。

4. 本高裁判決の意義

著作権法によって保護される対象は音楽そのものであって、これを忠実に楽譜の形に記録したバンドスコアそれ自体は、原則として著作物性が認められません。本高裁判決は、そのように著作物とは認められないバンドスコアであっても、その作成に多大な時間、労力及び費用を要するという特徴を勘案して、その時間、労力及び費用へのフリーライドを許容すれば、今後の採譜へのインセンティブを大きく阻害し、ひいては音楽文化の発展を阻害する結果になりかねないことに触れた上で、バンドスコアを模倣して販売等する行為は、「営利の目的を持って、公正かつ自由な競争秩序を害する手段・態様を用いて市場における競合行為に及ぶものであると同時に、害意をもって顧客を奪取するという営業妨害により他人の営業上の利益を損なう行為」とであると判断しました。

北朝鮮映画事件最高裁判決後に不法行為の成立を否定した裁判例と比較すると、本高裁判決が不法行為の成立を認めたのは、①その制作に多大な時間、労力及び費用を要するというバンドスコアの特徴、②販売を目的として採譜されたバンドスコアを大量に模倣して公開するというフリーライドの手段の不当性、③フリーライドにより顧客が直接奪取されるという結果が、不法行為を主張する者（フリーライドされた者）にとって有利に考慮されたためであると考えられます。

例えば、ディスプレイフォント事件では、「被控訴人…は、…控訴人の営業との衝突を回避する方針をとり、実際にもそれに沿った行動を取ってきており、…制作されたテロップ中に本件フォントが使用されていると認識しながらあえてそのようなテロップを使用し続けたとも認められない」と認定されており、行為の不当性という点に照らすと、本件とは大きく事案を異にするといえます。

本高裁判決は、北朝鮮映画事件最高裁判決後に、同判決にいう「特段の事情」が認められる事例を示した

¹⁵ 本高裁判決より前の裁判例である札幌地判令和6年2月27日金融・商事判例1696号26頁は、情報財の無断利用に関する事案ではありませんが、被告の行った美容クリームの比較広告が、虚偽の事実を記載するものではあるものの、「営業上の信用」を害するとはいえないために不正競争防止法2条1項21号の信用棄損行為に該当しないとしながらも、「自由競争として許容される範囲を逸脱する態様による広告であって、一般不法行為（民法709条）としての違法性を有するというべきである」と判示しました。

(おそらくは) 最初の裁判例¹⁶として、大きな意義があると考えられます。

V スポーツビジネスへの影響

本高裁判決は、知的財産法の保護を受けない情報財に関するフリーライドについて、不法行為責任の成立が認められ得ることを示すものであり、バンドスコアにとどまらず、スポーツビジネスについて影響があるものと考えられます。

フランスにおいては、スポーツに関する固有の法律 (Code du sport) に基づき、スポーツイベント又は大会の主催者に、主催権という権利が認められています。そして、主催者は、この主催権の活用に伴う収益を取得する権利を有するほか、スポーツデータや試合映像等が不正取得・利用されるフリーライドに関して、フリーライドを行う者に対して主催権侵害に基づく損害賠償請求や差止請求が可能となっています¹⁷。

一方、日本においては、フランスのような法令上の主催権は認められていません。しかしながら、スポーツビジネスにおいても、プロスポーツのスポーツイベントは、選手のみならず、スポーツ団体、スポンサー、パートナー、プラットフォーマー等の複数のステークホルダーの多大な努力と費用の下に開催されるものであることは疑いようがなく、スポーツイベントから生じる経済的価値に対するフリーライドを許容すれば、スポーツイベントの開催に尽力する者はいなくなり、スポーツ業界そのものが衰退し、スポーツ文化の発展を阻害する結果になりかねません。したがって、スポーツデータ等の情報財を含め、スポーツイベントから生じる経済的価値へのフリーライドに対して法的責任を追及する必要性は高いといえます。

本高裁判決の判示内容からすると、スポーツデータを無断で取得・利用する行為であっても、その手段・態様を問わずに直ちに「特段の事情」が認められるというわけではないと考えられます。もっとも、スポーツデータへのフリーライドは、スポーツの主催者の採用するビジネスモデルによっては、スポーツデータのライセンスや観客等の顧客を直接奪取し、主催者の営業上の利益を減少させ得るものであることから、その具体的な手段・態様等の事実関係によっては、「営利の目的を持って、公正かつ自由な競争秩序を害する手段・態様を用いて市場における競合行為」であり、かつ、「害意をもって顧客を奪取するという営業妨害により他人の営業上の利益を損なう行為」に該当する可能性もあると考えられ、その場合には、本高裁判決と同様に、「特段の事情」が認められて、フリーライドを行った者に対する不法行為に基づく損害賠償請求が認められる余地もあると考えられます。

どのステークホルダーがフリーライドの被害者として損害賠償請求をすることができるかについては、今後の実例の蓄積が待たれるところではありますが、今後、日本において、フリーライドの防止やフリーライド市場からの収益還元を実現することにより、日本のスポーツビジネスを発展させるために、本高裁判決は

¹⁶ 本高裁判決と同時期になされた大阪高判令和6年5月31日 (LEX/DB 文献番号 25573875) は、控訴人が製造販売していた「ワンスプーン」という商品名のペット用健康補助食品 (原告商品) を仕入れてウェブサイト上で独占的に販売していた被控訴人が、控訴人との間の販売契約の終了後も、同じウェブサイト上で、他社が製造する同種の商品 (被告商品) を「ワンスプーンプレミアム」という商品名を付して販売したという事案において、北朝鮮映画事件最高裁判決の規範には言及していないものの、原告商品の商品名自体が不正競争防止法2条1項1号における周知商品等表示とは認められないとしながらも、「需要者の誤認を利用するものといえる上記被控訴人による被告商品の販売態様は、自由競争の範囲を逸脱した違法な販売態様で控訴人の顧客を奪っているものといえるから不法行為を構成するというべきである」と判示しました。

¹⁷ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業・前掲注2 35頁、及び稲垣弘則、小幡真之、山崎泰和「フランス主催権の法制度概要とパリオリンピック・パラリンピックでのスポーツベッティングにおける主催権の活用動向～我が国のフリーライド対抗策としての主催権創設の可能性～」(西村あさひ法律事務所スポーツビジネス・ロー・ニュースレター2024年10月25日号) 参照 (https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/sports_business_law_241025)。

一つの参考例になるものと考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com